年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十二条第一項、第二項、第六項、第八項及び第十一項、第百二十条第一項及び第九項並びに別添五十二４・１・２・及び４・２・２・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第９改訂版」とあるのは「同規則第２改訂版」と、「同規則改訂版補足第８改訂版」とあるのは「同規則第２改訂版」と、「協定規則第98号改訂版補足第９改訂版」とあるのは「協定規則第98号第２改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第８改訂版」とあるのは「協定規則第112号第２改訂版」と、「同規則第３改訂版」と「協定規則第113号第２改訂版」とあるのは「協定規則第113号第３改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第９改訂版」とあるのは「協定規則第123号第２改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。次号において同じ。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの（二輪自動車にあっては、令和十二年八月三十一日以前に製作されたものに限る。）

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と前照灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

24～28　（略）

（前部霧灯）

第三十条　（略）

2～15　（略）

16　次に掲げる自動車については、細目告示第四十三条第一項並びに別添五十二４・３・２・、４・３・７・及び４・３・９・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十三条第一項並びに別添五十二４・３・２・、４・３・７・及び４・３・９・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則第４改訂版補足第10改訂版」とあるのは、「同規則第５改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車を除く。）であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と前部霧灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和八年九月一日以降に製作された自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に限る。）

17～20　（略）

２・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十二条第一項、第二項、第六項、第八項及び第十一項、第百二十条第一項及び第九項並びに別添五十二４・１・２・及び４・２・２・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第８改訂版」とあるのは「同規則第２改訂版」と、「同規則改訂版補足第９改訂版」とあるのは「同規則第２改訂版」と、「協定規則第98号改訂版補足第８改訂版」とあるのは「協定規則第98号第２改訂版」と、「協定規則第112号改訂版補足第９改訂版」とあるのは「協定規則第112号第２改訂版」と、「同規則第２改訂版」と「同規則第３改訂版」と、「協定規則第113号第２改訂版」とあるのは「協定規則第113号第３改訂版」と、「協定規則第123号改訂版補足第８改訂版」とあるのは「協定規則第123号第２改訂版」と読み替えることができる。

24～28　（略）

（前部霧灯）

第三十条　（略）

2～15　（略）

16　保安基準第三十三条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第四十三条第一項並びに別添五十二４・３・２・、４・３・７・及び４・３・９・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十三条第一項並びに別添五十二４・３・２・、４・３・７・及び４・３・９・の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則第４改訂版補足第10改訂版」とあるのは「同規則第５改訂版」と読み替えることができる。

17～20　（略）